

令和7年度龍ヶ崎市地域の再エネ導入及び脱炭素に係る計画策定支援業務委託
に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和7年度龍ヶ崎市地域の再エネ導入及び脱炭素に係る計画策定支援業務委託における公募型プロポーザル方式に係る優先交渉権者の選定を厳正かつ公正に行うため、令和7年度龍ヶ崎市地域の再エネ導入及び脱炭素に係る計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、令和7年度龍ヶ崎市地域の再エネ導入及び脱炭素に係る計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 優先交渉権者の選定に係る評価基準に関すること。
- (2) 優先交渉権者の選定に係る審査及び評価に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市整備部長、都市整備部次長兼生活環境課長
- (2) 総合政策部企画課長、総務部財政課長、市民経済部商工観光課長、農業政策課長、都市整備部都市計画課長

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は都市整備部長とし、副委員長は都市整備部次長兼生活環境課長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザル方式に参加する特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年度龍ヶ崎市地域の再エネ導入及び脱炭素に係る計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による優先交渉権者が選定される日をもってその効力を失う。